

富山県道路パトロール業務 ICT 管理システムサービス利用契約書（案）

富山県（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、受注者が運営する道路パトロール業務ICT管理システムサービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、本サービスの利用に関し、発注者及び受注者の合意が必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本契約において使用される用語の定義は、次表に規定するとおりとする。

利用者	発注者の職員、発注者の委託を受けた者その他の本サービスの提供を受けるために受注者所定の方法により登録された者
本仕様書	本サービスに関する仕様書である「富山県道路パトロール業務ICT管理システムサービス仕様書」
初期導入	本サービスを利用するために必要な設計、各種設定、試験及び研修等の業務
利用者設備	本サービスを利用するために発注者、発注者の委託を受けた者が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア
提供者設備	本サービスを利用するに当たり、受注者が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア
本サービス用設備等	提供者設備及び本サービスを提供するための通信回線
ユーザID	発注者、発注者の委託を受けた者が本サービスを利用するに当たり、発注者、発注者の委託を受けた者と発注者以外の者とを識別するために用いられる英字、数字等による符号
パスワード	発注者、発注者の委託を受けた者が本サービスを利用するに当たり、ユーザIDと組み合わせて、発注者、発注者の委託を受けた者と発注者以外の者とを識別するために用いられる英字、数字等による符号

（契約期間）

第3条 本サービスの契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（本サービスの種類及び内容）

第4条 本サービスの種類及びその内容は、本仕様書に定めるとおりとする。

2 発注者は、次の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとする。

(1) 本サービスには、第28条第1項各号に掲げる場合を含め、受注者の責めによらない不具合が生じる場合があること。

(2) 受注者の責めによらない本サービスの不具合については、受注者はその責を免れること。

3 本サービスの内容は本契約書、本仕様書で定めるものとし、次の事項その他のサービスに関わる事項は、本契約書、本仕様書において明示的に記載されている場合を除き、発注者に提供されないものとする。

(1) 利用者設備及び提供者設備の接続サービスに関する問い合わせ対応及び障害対応

(2) 利用者設備のソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ対応及び障害対応

(3) 磁気テープ媒体、磁気ディスク媒体、SSD媒体、用紙その他の消耗品の供給

4 発注者は、本契約に基づいて本サービスを利用する利用者数は、本仕様書で定めるとおりとする。

5 発注者は、本契約に基づいて本サービスを利用する権利を許諾されるものであり、本サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。

(費用)

第5条 発注者は、受注者に対し本サービスの利用に係る費用（以下「利用料」という。）として金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除する。

(初期導入に係る業務完了届の提出)

第7条 受注者は、初期導入に係る業務を行う場合は、令和8年3月26日までに完了し、速やかに初期導入に係る業務完了届を発注者に提出しなければならない。

(初期導入に係る業務の検査)

第8条 発注者は、前条の初期導入に係る業務完了届の提出を受けたときは、当該提出のあった日から起算して10日以内に、本仕様書の成果物がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 第1項の検査及び前項の補正に要する費用は、受注者の負担とする。

4 初期導入に係る成果物の引渡しは、第1項（第2項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときをもって、完了したものとする。

(検査の完了)

第9条 発注者は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の検査の結果その内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、受注者に対し、その旨を通知するものとする。

(利用料の支払)

第10条 発注者は、受注者に対し、契約期間満了後に利用料を支払うものとする。

2 受注者は、契約期間の利用料を、契約期間満了時において発注者の確認を受けた後、書面により請求するものとし、発注者は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 発注者は、前項の期限までに代金を支払わないときは期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(遅滞料)

第11条 受注者は、発注者が指定した期限内に初期導入に係る業務を完了しないときは、完了期限の翌日から完了した日までの日数に応じ、未完了部分に相当する金額について、支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額を遅滞料として、発注者に支払わなければならない。

2 受注者は、第8条第2項に規定する補正が、同項の規定により発注者が指定した期間を徒過

するときは、前項の規定に準じて遅滞料を支払わなければならない。

3 前2項の遅滞料を徴収するときの日数の計算については、検査に要した日数はこれに参入しない。

(本仕様書等の変更)

第12条 受注者は、発注者及び受注者が協議の上、本仕様書等を変更することができるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第13条 発注者及び受注者は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(本サービスの一時的な提供停止)

第14条 受注者は、本仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとする。

(1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変その他の不可抗力又は第三者による加害行為(サイバーテロ等)によりサービスの提供が不能になったとき。

(2) データセンターの保守、工事その他やむ得ない事由があるとき。

(3) 電気通信事業者が事業を中断したとき。

2 受注者は、前項各号に掲げる事由により本サービスを停止するときには、当該事由が判明した後、直ちに本サービスの提供を停止する時期、日時、その期間及び停止する理由を発注者に対して通知するものとする。

3 受注者は、発注者につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

(1) 発注者がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 前号のほか、発注者の責に帰すべき事由により受注者の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

4 前項の場合において、受注者は、発注者に対して、事前にサービスの提供を停止する日時、その期間及び停止する理由を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあっては事後の通知をもって足りるものとする。

(中途解約又は契約解除)

第15条 第3条の規定にかかわらず、発注者は、この契約の解約を希望する場合は、当該解約を希望する日(以下「解約希望日」という。)の6か月前までに受注者所定の方法で受注者に通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。ただし、発注者は、解約希望日から契約満了時までの期間に対応する利用料相当額を、受注者が定める期日までに受注者の定める方法により支払うものとする。

なお、受注者は、契約期間中、本契約を中途解約できないものとする。

2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合、発注者への事前の通告若しくは催告を要することなく本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 登録書その他の申請等に虚偽又は過誤(軽微なものを除く。)があり、受注者から発注者に対する是正の催告の後相当の期間が経過してもなお是正がなされない場合

(2) 発注者が本契約に違反し、受注者から発注者に対する当該違反の是正の催告の後相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されない場合

(3) 発注者が本サービス用設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為を行った場合

(4) その他発注者の責めに帰すべき事由により本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

3 受注者が前項の規定により解除した場合、発注者は、解除の効力の発生した日から契約満了時までの期間に対応する利用料相当額を、受注者の定める方法により支払うものとする。

4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、受注者へ何らの催告も要せず本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) この契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 受注者がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 発注者が行う初期導入の検査に際し、受注者又はその代理人等が、発注者の職員の職務執行を妨げる行為、又は詐欺その他の不正の行為があったとき。

(4) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたことにより、本サービスの提供に支障があると認められるとき。

(5) 民事再生申立、会社更生申立、破産申立がなされたとき。

(6) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手に不渡りが発生したとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時サービスの利用契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(8) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(9) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(10) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った独占禁止法第66条の規定による審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(11) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占

禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(12) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

5 発注者は、前項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される本契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

（違約金）

第16条 受注者は、前条第4項の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

（賠償の予約）

第17条 受注者は、この契約に関して、第15条第4項第8号から第12号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第15条第4項第8号から第11号までのいずれかに該当するときであって、当該排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他発注者が特に認める場合

(2) 第15条第4項第12号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による本サービスの提供が終了した後においても適用する。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が当該賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（本サービスの廃止）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止し、廃止日をもって本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

(1) 廃止日の6か月前までに発注者に通知した場合

(2) 第14条第1項第1号に規定する事由により本サービスを提供できない場合

(3) 提供者設備に供される機器又はソフトウェアについて、当該機器又はソフトウェアの供給元から保守サービスを受けることができなくなった場合

（契約終了後の処理）

第19条 発注者又は受注者は、本契約が終了した場合、次の各号に定める措置を速やかに講じるものとする。

(1) 発注者は、本サービスの利用に当たって受注者から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれらに関わる資料（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）の全てを終了後速やかに受注者に返還するとともに、利用者設備に格納されたソフトウェア及びそれに関わる資料の全てを、発注者の責任で完全に消去するものとする。

(2) 受注者は、本サービスの利用に当たって発注者から提供を受けた資料（資料の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）の全てを終了後速やかに発注者に返還するとともに、提供者設備に記録された資料の全てを、受注者の責任で完全に消去するものとする。

(3) 本サービスを経由し、発注者から受注者へ送信されたデータ（本仕様書に定める方法により送信されたものに限る。）の取扱いについては、発注者及び受注者が別途協議の上、決定するものとし、その後、受注者の責任で完全に消去するものとする。

（本サービスの利用方法）

第20条 発注者は、利用者に対してのみ本サービスを利用させることができるものとし、発注者の責任において利用者には本契約の各条項を遵守させるものとする。

2 発注者は、アカウント情報を第三者に対して開示、貸与又は共有せず、パスワードの変更その他の方法でアカウント情報を第三者に漏えいすることがないように厳重に管理し、適切に使用するものとする。アカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により発注者又は発注者以外の者が損害を被った場合、受注者は一切の責任を負わないものとする。

3 第三者が発注者のアカウント情報を用いて本サービスを利用した場合、当該利用に係る行為は発注者の行為とみなされるものとし、発注者は当該利用についての利用料の支払その他の債務一切を負担するものとする。この場合において、当該行為により受注者が損害を被った場合、発注者は当該損害を補填するものとする。ただし、受注者の責に帰すべき事由により発注者のアカウント情報が第三者に利用された場合はこの限りでない。

（自己責任の原則）

第21条 発注者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与え、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合においては、自己の責任と費用をもって処理し、解決するものとする。発注者が、本サービスの利用に伴い、第三者から被害を被った場合又は、第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。

2 本サービスを利用して発注者が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、発注者の責任で提供されるものであり、受注者はその内容についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についていかなる責任も負わないものとする。

3 発注者は、自己の責に帰すべき事由により受注者に損害を与えた場合、受注者に対して、当該損害を賠償する責を負うものとする。

（禁止事項）

第22条 発注者は、本サービスの利用に関し、次の行為を行わないものとする。

- (1) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 第三者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺罪等の刑事犯罪に関する行為又はそのおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に当たり、又は公序良俗に反する画像、文書等を送信若しくは掲載する行為
- (6) 無限連鎖講を開設し、又は加入を勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等有害なコンピュータプログラムを送信し、又は掲載する行為
- (10) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱くと認められる、若しくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為

為

- (11) 第三者の設備又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (12) 法令及び条例等に違反する行為又は公序良俗に反する行為（売春の斡旋、暴力、残虐行為等）
- (13) 前各号のほか、発注者又は受注者が本サービスの利用に不相当と判断した行為

- 2 受注者は、発注者が前項各号に該当する行為を行った場合は、当該行為を中止するよう発注者に要求できるものとし、発注者がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとする。ただし、違法性又は有害性が高いものと受注者が判断する相当の理由がある場合（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第3条により受注者が損害賠償責任を負う可能性がある場合を含む。）においては、受注者は事前の要求を行うことなく一時的に利用停止の措置を講じることができるものとする。
- 3 受注者は、前項の場合、発注者と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部又は一部を削除できるものとする。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していること又はその蓋然性が大きいことその他の受注者が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、受注者は事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとする。
- 4 受注者は、発注者からアカウント情報が不正に利用された旨の通知を受けた場合は、発注者及び受注者が協議の上、アカウント情報の変更等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 受注者が前三項に規定する処置等を行ったことにより、発注者に損害が発生しても受注者はいかなる責任も負わないものとする。

（善管注意義務等）

第23条 受注者は、本サービスの提供期間中、本契約に従い、善良な管理者の注意をもって発注者に対して本サービスを提供し、本サービスの提供に関する一切の責任を負う（本契約において免責されているものを除く。）ものとする。

- 2 受注者は、本サービスの提供に当たり、役務の提供その他第三者の関与がある場合、発注者及び受注者が協議の上、発注者に対して、受注者と当該第三者との関係、受注者の本サービスの提供に関する体制その他の資料を提供する。

（本サービス用設備の障害等）

第24条 受注者は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、発注者に対し、速やかにその旨を通知する。

- 2 受注者は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理し、又は復旧する。
- 3 受注者は、本サービス用設備等のうち、提供者設備に接続する通信回線について障害があることを知ったときは、直ちに当該通信回線を提供する事業者修理又は復旧を指示する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、本サービスに不具合が生じたときは、発注者及び受注者はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者協議の上、各自の行う対応措置を決定し、それを実施するものとする。

（秘密情報の取扱い）

第25条 発注者及び受注者は、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上、行政上等の情報であって、次の各号に該当するものを本契約における「秘密情報」を秘密情報として取り扱うものとする。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書若しくは電磁的記録として開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上で口頭により開示される情報であって、口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 2 発注者及び受注者は、互いに秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による同意又は法令若しくは条例により開示を求められた場合を除き、第三者に開示、公表又は配布をしないものとする。
- 3 発注者及び受注者は、秘密情報を開示された目的にのみに使用するものとする。
- 4 発注者及び受注者は、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わないことを確認する。ただし、秘密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。
 - (1) 開示時点で既に公知であった情報又は既に保有していた情報
 - (2) 開示後、発注者及び受注者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (5) 秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報
- 5 第2項の義務は、本契約の期間の満了後又は解除後においても、なおその効力を有する。
- 6 発注者及び受注者は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本サービス提供のために必要がなくなった場合には、相手方の指示により秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示された情報が電子文書又は電磁的記録による場合の取扱い及び破棄処分の方法に関しては、発注者及び受注者が協議の上、決定する。

(個人情報の取扱い)

第26条 受注者は、本サービスの提供に伴い個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償の制限)

第27条 受注者が本契約に定める義務を履行しないため若しくは本サービスの提供に伴い故意又は過失により、発注者に損害が発生した場合、受注者は、発注者の被った損害を補償し、又は賠償する責任を負担するものとする。ただし、受注者が負担する責任はその原因が受注者の故意又は重過失に基づく場合を除き、損害発生の原因となった事由が発生した月に係る利用料の12か月分を限度とする。

2 前項の場合において、受注者が発注者に対し賠償すべき損害には次の損害は含まれないものとする。

- (1) 逸失利益
- (2) 特別の事情によって生じた損害（予見の有無を問わない。）

3 前2項の規定により受注者が発注者に対し賠償すべき具体的な金額については、別途発注者及び受注者が協議の上、取り決めるものとする。

(免責)

第28条 受注者は、次に掲げる事由により発注者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 第14条第1項による本サービスの提供停止
- (2) 第15条第2項による本契約の解除
- (3) 第18条第1項による本サービスの廃止及び本契約の解約

- (4) 発注者が第22条第1項に違反したことに起因して発生した損害
- (5) 利用者設備の障害及び提供者設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害
- (6) 不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウイルス・ボット等の攻撃に対する、未知の脆弱性に起因して発生した損害
- (7) 受注者が定める手順、セキュリティ手段等を発注者が遵守しないことに起因して発生した損害
- (8) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分
- (9) 本サービスの提供に伴い発注者及び受注者の間にて授受される物品に関し、受注者の責に帰すべからざる事由により紛失等の事故が発生した事に起因する損害
- (10) 前各号のほか受注者の責めに帰すべからざる事由

2 受注者は、発注者が本サービスを利用することにより発注者と第三者との間に生じた紛争等について一切責任を負わないものとする。

（サービスレベル協定の締結）

第29条 発注者と受注者は、本サービスの利用に関し、別途サービスレベル協定を締結するものとする。

（協議）

第30条 発注者及び受注者は、本契約の各条項の解釈に疑義のある場合及び本契約に定めのない事項については、本契約が公共性の高いサービスの提供を内容としている趣旨に則り互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

（紛争の処理）

第31条 発注者と受注者の間で紛争が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

発注者 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新田 八朗

受注者 ○○○○○○○○
○○○○○○○